

# 外為法により規制対象となっている輸出入等の事後審査

## I. 事後審査とは

「事後審査」とは、外国為替及び外国貿易法（外為法）において規制対象となっている輸出入等（※）について、経済産業大臣の許可、承認又は確認（承認等）を取得せず当該輸出入等を行った可能性があることが事後的に明らかになった場合に、輸出貿易管理令第7条、輸入貿易管理令第17条等に基づき、次に掲げる事項を目的として行う審査です。

※外為法第16条に規定する支払等、第24条及び第25条に規定する取引、第48条に規定する輸出、第52条に規定する輸入を指します。

### 事後審査の目的

- ① 事実関係を解明し、法令の規定に従っているか否かを審査します。
- ② その結果、外為法違反の事実が判明した場合は、その発生原因を調査し、再発防止に取り組んでいただくことにより、今後、同様の違反事案等が発生することを防止します。また、必要に応じ処分等を行います。

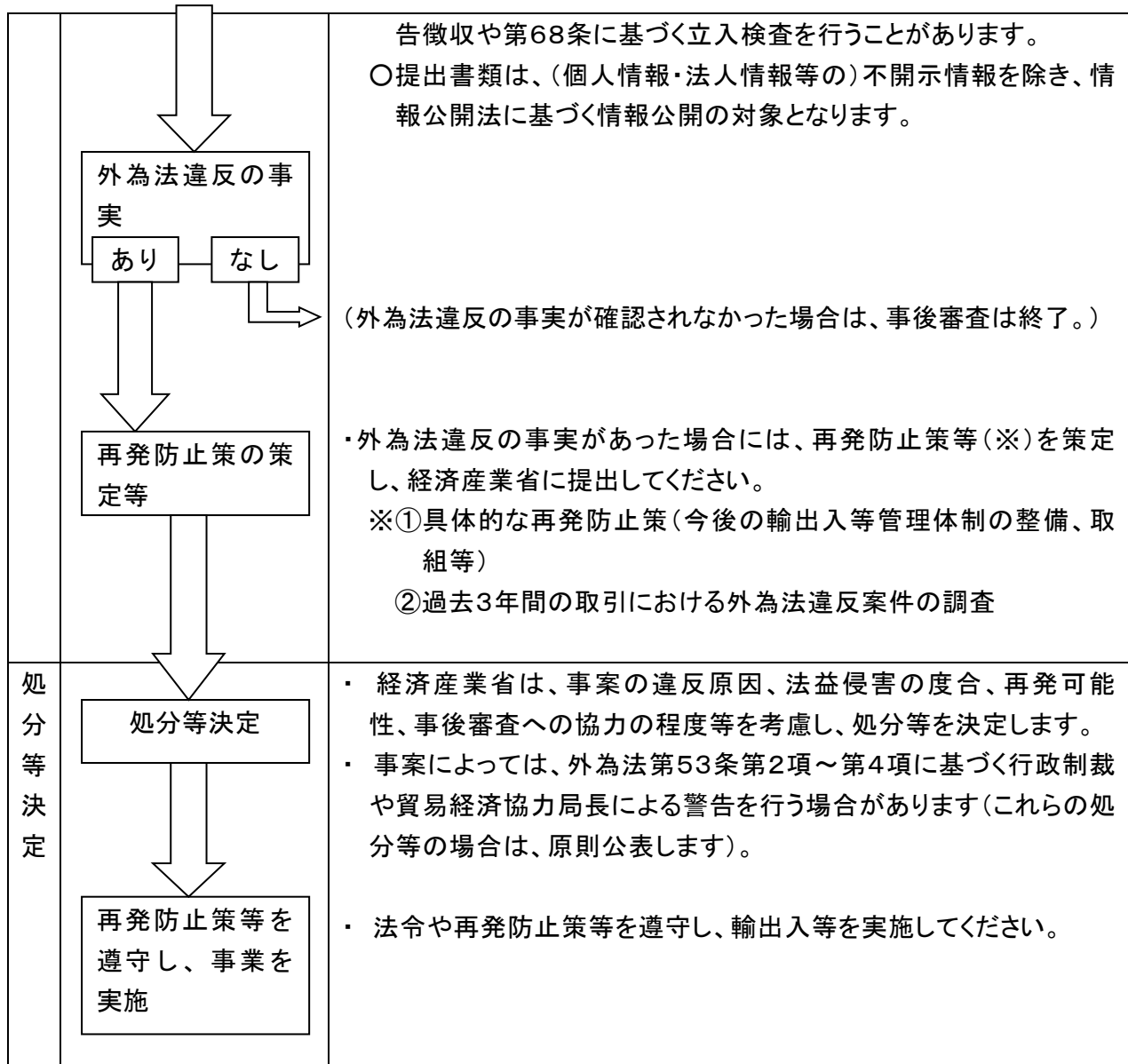
なお、この資料では、安全保障貿易「以外」の事後審査について説明します。安全保障貿易に関する事後審査については、下記 URL をご参照ください。

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html>

## II. 一般的な事後審査の流れ

（詳細は【IV. 事後審査調査事項】を参照）

|                  |                                |  |
|------------------|--------------------------------|--|
| 通<br>報           | <p>通報</p> <p>↓</p> <p>通報受付</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・通報には、自主的通報（内部監査に基づくもの等）、第三者からの通報、公益通報、行政機関等からの通報があります。</li> <li>・通報は、電話、FAX、郵便または電子メールのうち、いずれの方法でも構いません。（【III. 通報受付】を参照）</li> <li>・通報の際には、事案の概要（※）も併せて教示願います。<br/>※当該者の概要（輸出入等をした者の概要）、貨物等の概要（数量等）、どの規制に該当するものか（該当条項）など。</li> <li>・自主通報の場合は、処分等の検討時にその旨を考慮いたします。</li> <li>・第三者や行政機関等からの通報の場合は、経済産業省から当該者に連絡します。</li> </ul> |
| 事<br>後<br>審<br>査 | <p>事実関係の解明</p> <p>↓</p>        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・以下の方法により事実関係を解明します。             <ol style="list-style-type: none"> <li>①「事後審査調査票」「事情説明書」を作成し、経済産業省に提出</li> <li>②（必要に応じ、）経済産業省によるヒアリングの実施</li> </ol> </li> <li>○経済産業省が必要と認める場合、外為法第55条の8に基づく報</li> </ul>  |



### Ⅲ. 通報受付

- ・受付先: 経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課 事後審査班
- ・電話 : 03-3501-0538 平日の9時半から17時まで
- ・FAX : 03-3501-5896
- ・郵便 : 〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1  
経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課 事後審査班 宛て

※委託加工貿易契約による輸出については、各地方局・通商事務所までご連絡ください。

[https://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/trade\\_control/02\\_export/16\\_itaku/index.html](https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/02_export/16_itaku/index.html)

※公益通報については、次の URL を御参照ください。

<https://www.meti.go.jp/intro/consult/index.html#win21>

## IV. 事後審査調査事項

### 事実関係の解明

事実関係の解明は、「事情説明書」「事後審査調査票」にて進めていきます。案件により調査内容が変わりますが、基本的には以下の項目を調査してください。

なお、提出した内容に不明な点等がある場合は、経済産業省より指摘しますので、それに従い修正等を行ってください。

### 【事情説明書】

#### ○事案の経緯

当該案件について引き合いから輸出入等、発覚に至るまでの経緯を時系列的にできるだけ詳細に報告してください。

#### ○事案の起きた原因

事案が起きた原因を解明するために、以下のような点について検証し、報告してください。

- ① 社内の輸出入等の手続き・管理体制・管理規程の有無・その実施状況に問題はなかったか。
- ② 該非判定を行ったか、またその該非判定に誤りはなかったか。
- ③ 該非判定に誤りがあった場合、どこに問題があるのか。
- ④ 会社の規模・組織形態からして輸出入等の管理はどのようにすべきであったのか。
- ⑤ これまでの輸出入等の経験・実績から輸出入等の管理はどのようにすべきであったのか。

### 【事後審査調査票】

#### ○事案の概要等

##### ① 輸出入者等の概要

名称、本社・工場の所在地、設立年月日、代表者の肩書・氏名、資本金、年間売上高、年間輸出入実績、従業員数、事業内容などをできるだけ詳細に記入してください（個人の場合は、事業内容欄には職業（「自営業（貿易業）」「会社員（製造業）」「学生」等）を記入してください）。

契約当事者が複数であった場合は、実際に当該貨物の輸出入等を行ったのはどの者であるかを明確にしてください。

##### ② 貨物等の概要

名称、製造会社名、数量、金額、該当条文（「輸出令別表第2 36の項」等）をできるだけ詳細に記入してください。※製品のカatalog等があれば添付してください。

##### ③ その他関係会社の概要

製造業者、輸出入先・販売先、通関業者の概要をできるだけ詳細に記入してください。

##### ④ 当該貨物の最終需要者の概要

名称、本社・工場の所在地、設立年月日、代表者の肩書・氏名、年間売上高、過去の取引実績、従業員数、事業内容をできるだけ詳細に記入してください。

##### ⑤ 最終用途等

当該貨物等が最終的に何にどのように使われるのかについて、できるだけ詳細に記入してください。

##### ⑥ 輸出入等の承認等の取得実績

取得実績、主な承認等の取得貨物等について記入してください。

##### ⑦ 安全保障貿易管理関連貨物の輸出実績

包括輸出許可の取得実績の有無、リスト規制貨物輸出実績の有無、輸出管理内部規程（CP）登録の有無について記入してください。

## 【その他添付資料】

経緯や理由等を裏付ける資料として、次の資料を添付してください。その他、必要に応じて関係書類を添付してください。

①組織図

②輸出入等の際に使用した書類の写し

(輸出入契約書、当該貨物に関する発注・受注書、(税関の)輸出入許可書、インボイス、船荷証券、Packing List 等)

③その他(貨物や書類・情報のフロー図、エビデンス等)

### 再発防止策の策定等

事実関係の解明の結果、外為法違反の事実が判明した場合は、以下により再発防止策を策定してください。

提示した再発防止策の実効性に疑義等ある場合には、経済産業省よりその旨指摘します。その場合は、自社(個人の場合は自身。以下同じ。)が対応可能な範囲で再発防止策の修正を行い、再発防止策を仕上げてください。

## 【再発防止策】

次の「再発防止策の実施項目例」を参考に、社内管理体制や違反原因等に基づき、再発防止策を策定してください。

事案の内容によっては、処分等決定時に、経済産業省より、1年後を目途に再発防止策の実施状況に係る報告を行うことを指示する場合があります(なお、その場合において、当該1年後報告が不十分な場合には、再度、事後審査等を行う場合があります)。

### ○再発防止策の実施項目例

再発防止策の実施項目の例としては、以下のようなものがあります。自社の実情に応じて有効な再発防止策を検討してください。

- ①輸出入等管理規程、輸出入等手続マニュアルの作成
- ②社内における管理体制(ダブルチェック体制等)の確立
- ③該非判定手続きの制度化
- ④外為法に基づく承認等の申請手続きの明確化
- ⑤出荷確認の徹底
- ⑥社内監査の実施
- ⑦役員・社員に対する教育の徹底
- ⑧文書等の保存
- ⑨判定に当たって疑義がある場合、及び違反が発覚した場合の行政庁への相談・報告

## 【過去3年間の外為法違反案件の調査】

原則として過去3年間の自社全ての輸出入等について、外為法違反の有無を調査の上、記載してください。